

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 160 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引の会計処理

今回は、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」における「財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引の会計処理」についてご説明致します。

### 【財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引の会計処理および考え方】

企業が従業員等から取得するサービスの対価として自社株式オプションを用いる取引に関する一連の会計処理は、取引の相手方や取得する財貨又はサービスの内容に関わらず、対価性がないと判断する場合を除き、取得の対価として自社株式オプションを用いる取引にも適用されます。(企業会計基準第8号14項、29項)。

ストック・オプション取引の性質のうち会計的に重要な部分は、企業がサービス等を取得する際の対価として自社株式オプションを用いるという点であり、取得するサービスの相手方が従業員であるか否か、また、企業が取得するものの内容が労働サービス等であるか否かは会計処理の観点からは問題とならないためです(企業会計基準第8号25項)。

ただし、以下の3点に留意する必要があります。

- (1) 取得した財貨又はサービスが、他の会計基準に基づき資産とされる場合には、当該、他の会計基準に基づき会計処理を行うこと(企業会計基準第8号14項(1))。
- (2) 取得した財貨又はサービスの取得価額は、対価として用いられた自社株式オプションの公正な評価額若しくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定可能な評価額で算定する(企業会計基準第8号14項(2))。

(3) 自社株式オプションの付与日における公正な評価単価の算定につき、市場価格が観察できる場合には、当該市場価格による（企業会計基準第8号14項(3)）。

【自社株式オプションの測定方法】

上記(2)の「高い信頼性をもって測定可能な評価額」を入手できるかどうかは、株式を証券取引所に上場し公衆に広く公開されている公開企業と、株式を証券取引所等に上場しておらず公衆に公開されていない未公開企業で異なります。「企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」23項において、公開企業と未公開企業のケースに区分して、取得した財貨またはサービスの取得価額をどのような評価額で算定するかについての次の記載があります。

(公開企業)

公開企業の場合、通常、自社の株式の市場価格を基礎として、自社株式オプションの公正な評価額を信頼性をもって測定することが可能であり、自社株式オプションの公正な評価額に基づいて算定を行う。ただし、特に取得する財貨等が市場価格とより直接的に結び付いているような場合には、財貨等の市場価格で測定することで、より信頼性の高い測定が可能となる場合があり得る。

(未公開企業)

財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを用いた場合、これと対価関係にある財貨又はサービスの市場価格を参照できる場合には、その市場価格で算定を行う。財貨又はサービスの市場価格を直接参照できない場合にも、その市場価格を合理的に見積ることにより、自社株式オプションより信頼性の高い測定が可能となる場合が多く、そのような場合には、その合理的に見積られた市場価格で算定を行う。